

保護者各位

さくらんぼ第三保育園

保育園給食における食物アレルギーの対応について

当保育園では、安全で安心した園生活を提供するため、食物アレルギーについて除去食の対応をしております。食物アレルギーを持っている乳幼児がアレルギー症状をおこさないためには、アレルゲンとなる食品を除去する必要があります。しかし、これらの食品の中には乳幼児期に必要な栄養価の高いものが多く含まれていることがあり、不必要な除去はできるだけ避けなければなりません。そこで、除去食を実施する際には正確な診断を行う必要があるため、以下の書類の提出をお願いしております。1～3すべての書類がそろってから給食提供となりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 食物アレルギーの診断について

【保育所におけるアレルギー疾患生活管理表(医師記入)】※1年ごとに提出

【血液検査結果コピー】※1年ごとに提出

2. 除去食の対応について

【保育園給食除去依頼書(保護者記入)】

【アレルギー食材の対応について】

【アレルギー対応変更届】※変更ができた際に提出。部分解除は対応していません。

3. アレルギー症状を抑える薬について

薬を飲ませることは医療行為にあたり、保育園では原則としてお薬のお預かりはできません。しかし、アレルギー疾患における緊急時(発症時)に備えた内服薬は医師の処方したものに限り例外的にお預かりし、与薬する場合があります。

【証明書】※薬を処方した理由、症状、薬品名が記載された医師の証明書の提出をお願いいたします。

【与薬依頼書(保護者記入)】

【薬剤情報提供書(薬の説明書)コピー】

薬を預ける際は、必ず保育者に手渡ししていただきますようお願いいたします。

薬には預けた日、クラス、氏名の記入をお願いいたします。

○給食の食材チェックについて

当保育園では、毎月下旬頃に翌月の献立表またはアレルギーチェック表を配布し、保護者の方にアレルギー食材のチェックをお願いしております。該当する食材、調味料に蛍光ペンでアンダーラインを引いていただき、提出をお願いします。離乳食が終了していない 0 歳児クラスの方は、食べたことのない食材にも別の色でチェックをお願いします。

〈アレルギー食品例〉

鶏卵アレルギー…マヨネーズ、洋菓子、練り製品、ハムなどの肉加工品など

牛乳アレルギー…ヨーグルト、チーズ、バター、乳酸菌飲料、粉ミルクなど

小麦粉アレルギー…うどん、パン、マカロニ、パスタ、餃子の皮、ルウなど

○医師に確認していただきたい事項

1. 下記のアレルゲンに有する場合は、必ず使用の可否を医師に確認し、摂取不可能な場合は生活管理表の C 欄に記載してもらってください。

- ・卵アレルギーの卵殻カルシウム
- ・牛乳アレルギーの乳糖
- ・小麦アレルギーの醤油、酢、麦茶
- ・大豆アレルギーの大豆油、醤油、味噌
- ・ごまアレルギーのごま油
- ・魚アレルギーのかつおだし、いりこだし
- ・肉類アレルギーの肉エキス

2. 製造ラインでの微量混入への対応について

加工食品を製造する際に、原材料として使用されていない原因食物がごく微量に混入する可能性がある場合、原材料表示の欄外に注意喚起の表示がされています。

(例)「本製品の製造ラインでは大豆を使用した製品も製造しています」

給食に使用するかは、医師の指示をあおぎ、摂取不可能な場合は生活管理表の E 欄に記載してもらってください。なお、製造ラインでの微量混入への対応が必要な場合、調理室の構造上防ぐことができませんのでお弁当のご協力をお願いすることがあります。